

就労支援施策の動向

令和 8 年度 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者指導者養成研修

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 障害福祉課

就労支援専門官 荒井 康平

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

1. 障害福祉サービスの動向
2. 就労系障害福祉サービスの現状
3. 報酬改定（R8、R9）等
4. 障害者就労支援施策の最近の動向

障害保健福祉に関する動き

第155回(R8.4.24)
社会保障審議会
障害者部会 | 資料4

障害福祉計画等・制度改正

障害福祉サービス等報酬

令和6年度

★障害者総合支援法等のR4改正の施行
※法の施行後5年を目途とする検討規定

●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定

令和7年度

■障害福祉計画等に関する基本指針の改正

令和8年度

(市町村・都道府県による障害福祉計画等の策定作業)

★社会福祉法等の一部改正法案提出
※法の成立後、基本指針の所要の改正

●令和8年度障害福祉サービス等報酬改定

令和9年度

第4期障害児福祉計画期間
第8期障害福祉計画期間

●令和9年度障害福祉サービス等報酬改定

令和11年度

令和12年度

●令和12年度障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉に関する状況の変化(まとめ)

第155回(R8.4.24)
社会保障審議会
障害者部会 | 資料4

(※障害者・児をまとめた数値)

○障害福祉サービス関係予算額:

約0.9兆円(H25(2013)年度)→約2.3兆円(R8(2026)年度)

○障害福祉サービス等の利用者数:

817,110人(H25(2013)年度)→1,732,396人(R7(2025)年度) ※各年度10月時点

○障害福祉サービス等の事業所数:

83,198箇所(H25(2013)年度)→163,415箇所(R6(2024)年度) ※各年度3月時点

○入所施設から地域生活に移行した人数:

累計14,329人(H27(2015)年度～R5(2023)年度※基本指針第4期～第6期)

○就労系障害福祉サービスから一般就労へ移行した人数:

約1.0万人(H25(2013)年)→約2.9万人(R6(2024)年)

○障害福祉サービスと全産業の平均賃金の差:

9.5万円(H25(2013)年)→7.7万円(R7(2025)年)

○障害福祉サービス従事者の有効求人倍率:

1.73(H25(2013)年度)→3.36(R6(2024)年度)

※H25年度は障害者総合支援法施行年度 3

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域 **【新規】**

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

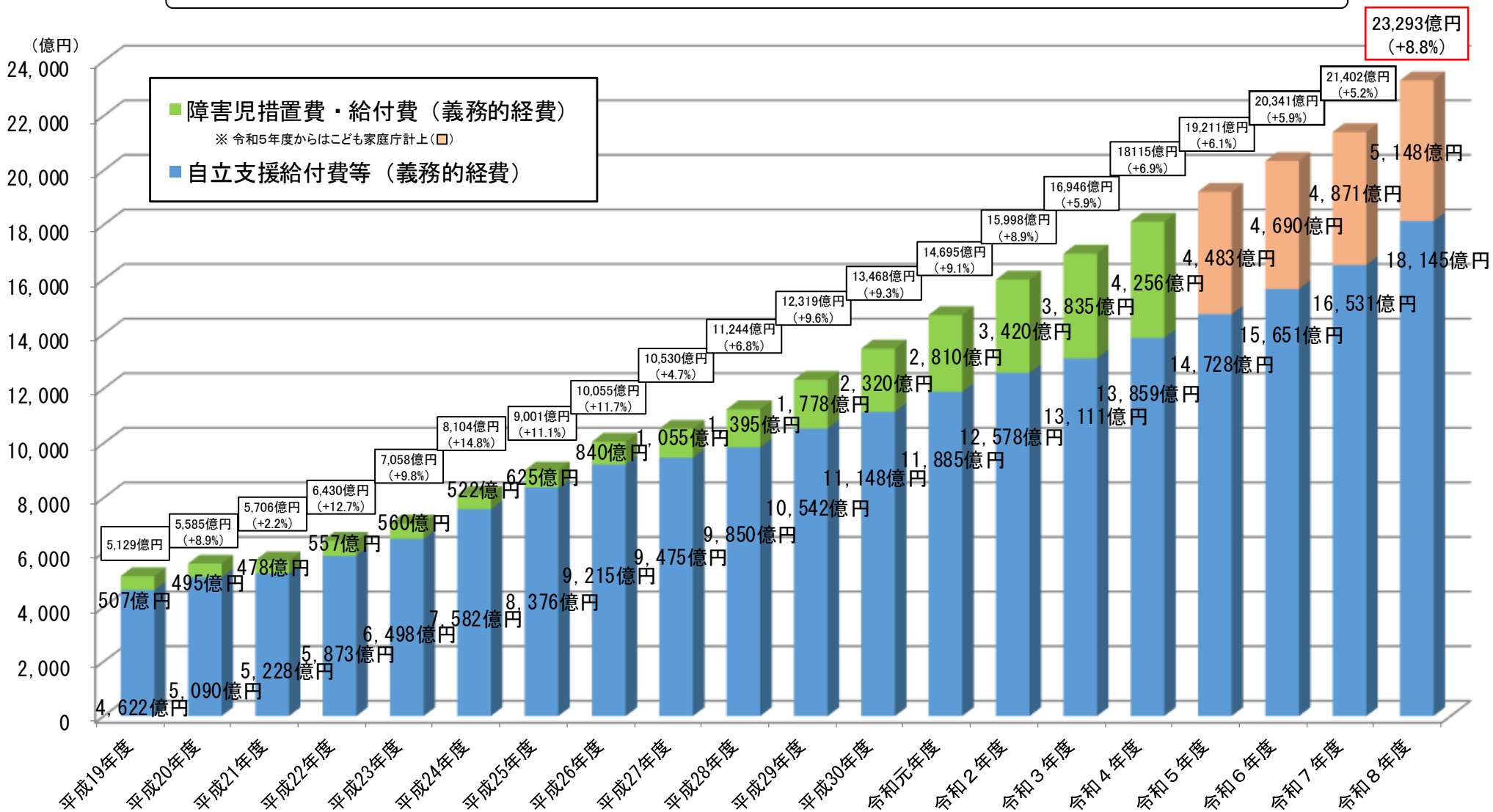
- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は19年間で約4.5倍に増加している。



2

1. 障害福祉サービスの動向
- 2. 就労系障害福祉サービスの現状**
3. 報酬改定（R8、R9）等
4. 障害者就労支援施策の最近の動向

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

サービス名	事業概要	事業所数	利用者数
就労選択支援 (令和7年10月～)	〔対象者〕 一般就労・就労系障害福祉サービスの利用について、<u>進路選択のための支援が必要な者</u> 〔事業概要〕 <u>就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援</u> (利用期間：原則1ヶ月)	407 事業所	991 人
就労移行支援	〔対象者〕 <u>一般就労が可能と見込まれる者</u> 〔事業概要〕 ・ <u>一般就労等に向けた訓練の提供</u> ・ 求職活動支援、適性に合った職場開拓 ・ 就労後の職場定着支援（6か月） (標準利用期間：2年、必要性が認められた場合に限り、最大1年更新可能)	2,777 事業所	37,490 人
就労継続支援 A型	〔対象者〕 一般就労が困難で、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u> 〔事業概要〕 ・ <u>雇用契約に基づく就労の機会を提供</u> ・ 必要な知識・能力が高まった者は、一般就労に向け支援 (利用期間：制限なし)	4,361 事業所	86,230 人
就労継続支援 B型	〔対象者〕 一般就労が困難で、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u> 〔事業概要〕 ・ <u>就労・生産活動の機会を提供（雇用ではない）</u> ・ 必要な知識・能力が高まった者は、一般就労等に向け支援 (利用期間：制限なし)	20,169 事業所	421,278 人
就労定着支援	〔対象者〕 障害福祉サービスを利用して<u>一般就労に移行（就職）後、6か月経過した者</u> 〔事業概要〕 就労継続に向け、 ・ 日常生活・社会生活上の問題に関する相談 ・ 企業等や関係機関等との連絡調整等 (利用期間：3年)	1,845 事業所	20,311 人

※事業所数、利用者数は令和8年2月国保連データ

3

1. 障害福祉サービスの動向
2. 就労系障害福祉サービスの現状
- 3. 報酬改定（R8、R9）等**
4. 障害者就労支援施策の最近の動向

ひと、くらし、みらいのために

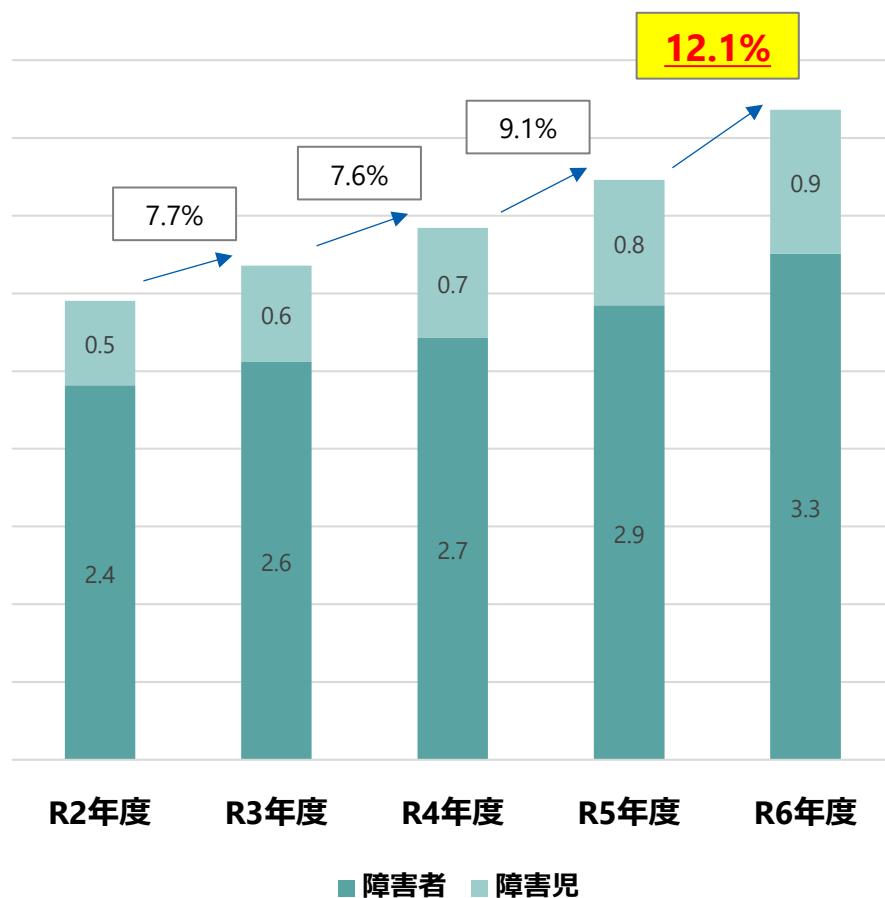


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

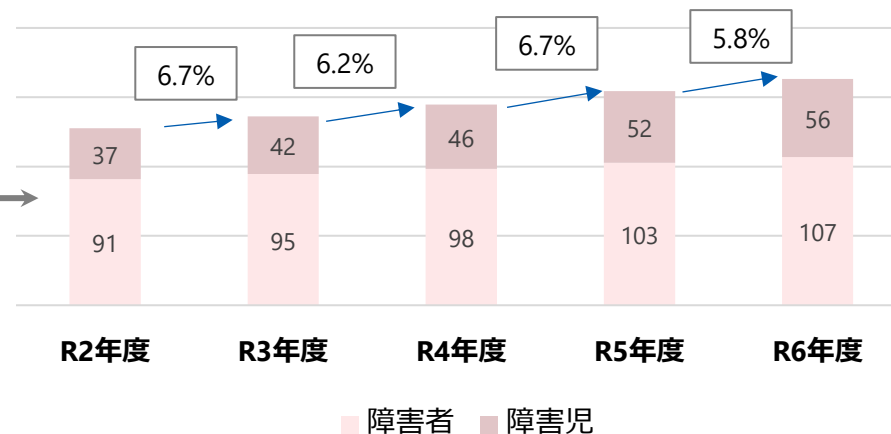
近年の障害福祉サービス等の総費用額の動向

- 近年の障害福祉サービス等の総額の動向をみると、持続的に伸び続けているが、特にR5→R6年度にかけて急伸 **(12.1%)**。この間の総額、利用者数、一人当たり費用額の動きは下図のとおり。

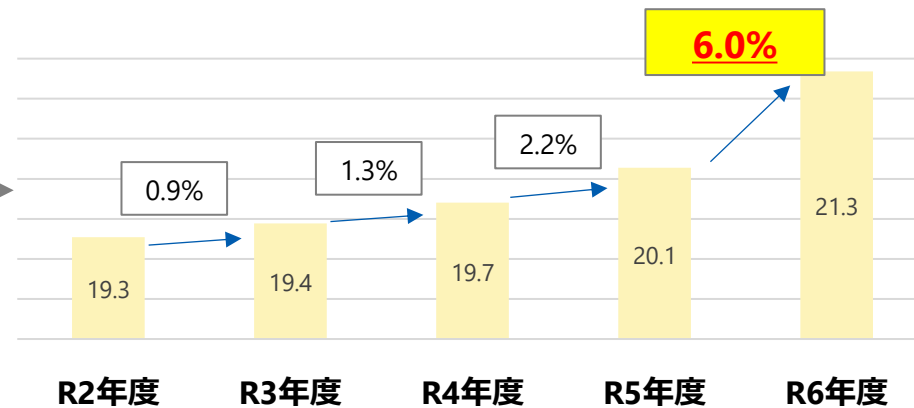
総費用額の推移（兆円）



平均利用者数(1ヶ月平均)の推移（万人）



一人当たり費用額(月額平均)の推移（万円）



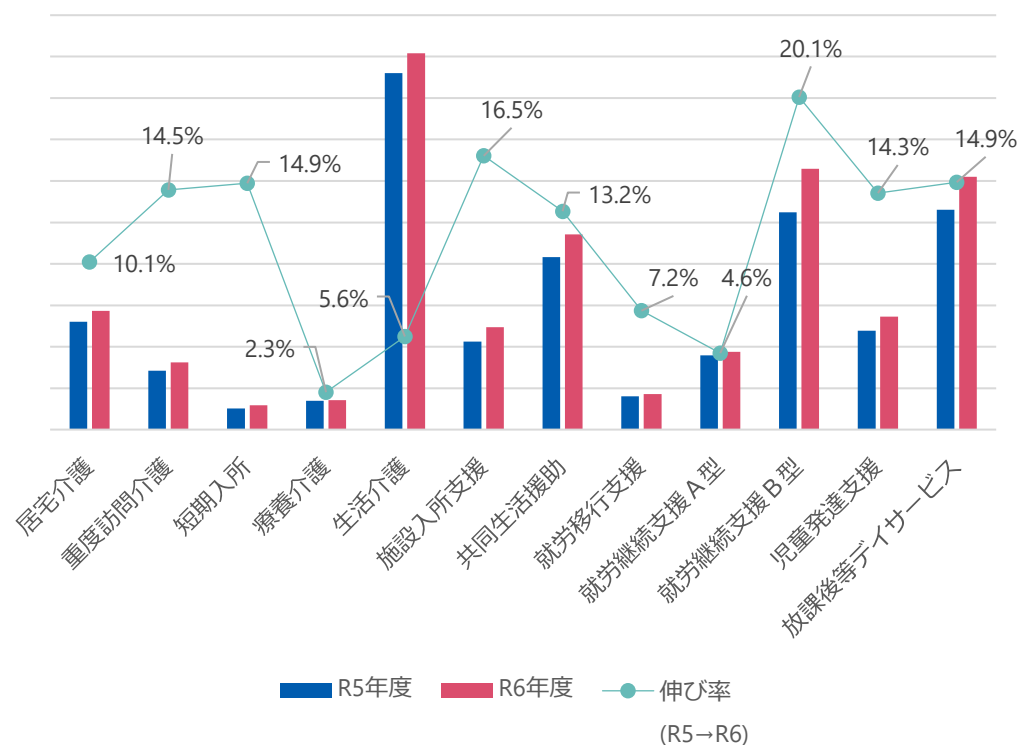
R5→R6年度の主なサービスごとの年間総費用額の推移と伸び率

- 年間総費用額全体に占める割合が1%以上のサービス類型について、R5年度からR6年度にかけての年間総費用額の伸び幅・伸び率は以下のとおり。

年間総費用額と伸び幅・伸び率

	年間総費用額（億円）		伸び幅 (R5→R6)	伸び率 (R5→R6)
	R5年度	R6年度		
居宅介護	2,600	2,863	263	10.1%
重度訪問介護	1,417	1,622	205	14.5%
短期入所	511	586	76	14.9%
療養介護	697	713	16	2.3%
生活介護	8,602	9,085	483	5.6%
施設入所支援	2,124	2,475	351	16.5%
共同生活援助	4,163	4,712	548	13.2%
就労移行支援	800	858	57	7.2%
就労継続支援 A 型	1,792	1,875	83	4.6%
就労継続支援 B 型	5,242	6,294	1,052	20.1%
児童発達支援	2,388	2,728	341	14.3%
放課後等 デイサービス	5,306	6,098	792	14.9%
障害者	29,234	32,548	3,315	11.3%
障害児	8,067	9,261	1,194	14.8%
全体	37,300.7	41,809.8	4,509	12.1%

サービスごとの年間総費用額と伸び率の比較（イメージ）



（出典）国保連データ

主なサービスごとの事業所数の伸び率と1人当たり費用額の伸び率

※年間総費用額全体に占める割合が1%以上のサービス類型

第154回(R8.1.19)
社会保障審議会
障害者部会 | 資料5

	総費用額 (億円・R6年度)	収支差率 (R6年度)		伸び率 (R6第1四半期 →R7第1四半期)	伸び率 (R5→R6)	伸び率 (R4→R5)	伸び率 (R3→R4)
居宅介護	2,863	8.9%	事業所数	1.16%	1.77%	2.49%	2.45%
			1人当たり費用	6.65%	6.74%	4.92%	3.25%
重度訪問介護	1,622	6.4%	事業所数	-0.85%	0.17%	1.40%	0.75%
			1人当たり費用	7.70%	8.01%	7.73%	6.98%
短期入所	586	2.3%	事業所数	6.79%	8.20%	13.48%	8.43%
			1人当たり費用	1.25%	4.01%	-4.16%	-1.52%
療養介護	713	1.3%	事業所数	-0.77%	0.13%	0.42%	0.52%
			1人当たり費用	1.34%	1.92%	0.86%	0.48%
生活介護	9,085	6.3%	事業所数	1.77%	1.94%	3.31%	3.61%
			1人当たり費用	3.41%	5.00%	1.89%	0.95%
施設入所支援	2,475	2.7%	事業所数	-0.04%	-1.05%	-0.36%	-0.40%
			1人当たり費用	6.05%	18.28%	2.87%	2.36%
共同生活援助 【合計】	4,712	5.5%	事業所数	6.03%	6.91%	8.86%	10.89%
			1人当たり費用	6.67%	4.04%	5.03%	5.38%
共同生活援助 (介護サービス包括)	3,905	6.9%	事業所数	5.67%	6.63%	8.28%	10.71%
			1人当たり費用	5.44%	2.74%	3.80%	3.63%
共同生活援助 (外部サービス利用)	151	2.4%	事業所数	-6.52%	-5.63%	-2.09%	-3.19%
			1人当たり費用	3.93%	2.95%	2.94%	3.48%
共同生活援助 (日中サービス支援)	655	5.1%	事業所数	23.36%	26.65%	37.78%	56.79%
			1人当たり費用	5.36%	1.82%	0.32%	2.31%
就労移行支援	858	6.0%	事業所数	-2.03%	-2.98%	-1.73%	-1.80%
			1人当たり費用	3.78%	5.66%	2.54%	2.95%
就労継続支援A型	1,875	6.8%	事業所数	-5.02%	-1.96%	4.98%	6.51%
			1人当たり費用	15.60%	6.27%	4.57%	3.76%
就労継続支援B型	6,294	6.2%	事業所数	8.31%	7.63%	6.85%	7.81%
			1人当たり費用	4.01%	10.07%	1.89%	0.68%
児童発達支援	2,728	7.8%	事業所数	10.01%	10.36%	13.69%	16.14%
			1人当たり費用	5.15%	5.24%	3.62%	3.38%
放課後等デイサービス	6,098	9.1%	事業所数	7.65%	6.85%	8.58%	11.39%
			1人当たり費用	3.00%	5.01%	2.09%	1.83%
障害者	32,548		事業所数	3.04%	3.40%	4.45%	4.52%
			1人当たり費用	5.02%	6.89%	3.07%	2.12%
障害児	9,261		事業所数	8.30%	8.27%	10.37%	12.37%
			1人当たり費用	3.63%	5.31%	2.53%	2.26%
全体	41,810	4.6% (6.5%)	事業所数	4.50%	4.73%	6.00%	6.47%
			1人当たり費用	4.25%	5.95%	2.21%	1.35%

(出典)
国保連データ

2(1)就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
 - また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。
- ※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

(参考) 就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の算定方法の見直し(令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

(参考) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて (イメージ)

- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
- ① 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設
 - ③ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く
- 配慮措置を講ずる。

※ 人員配置基準 6 : 1、定員 20 名以下の場合

【R6報酬改定後（現行）】

【見直し後】



① 6年度改定前後で区分が上がっていない事業所は見直しの適用対象外

② 減少額に配慮

③ 据え置き

2(3)応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

○ 対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス

※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

○ 対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)

※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい

※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い

○ 応急的な報酬単価

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

2(3) 応急的な報酬単価の特例(就労継続支援B型)

単位数

- 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- ・ 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて

第156回(R8.6.5)
社会保障審議会
障害者部会 | 資料1

障害福祉サービス等に係る報酬について、報酬改定の検討を行うため、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行う。

主査 厚生労働大臣政務官
副主査 厚生労働省障害保健福祉部長
副主査補 こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当）
構成員 厚生労働省
障害福祉保健部
企画課長
障害福祉課長
精神・障害保健課長
地域生活・発達障害者支援室長
職業安定局 障害者雇用対策課長（オブザーバー）
こども家庭庁支援局 障害児支援課長

アドバイザー（11名）

※検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

- ・有村 大士 日本社会事業大学社会福祉学部教授
- ・井出 健二郎 兵庫県立大学大学院経営専門職医療介護マネジメント教授
- ・岩崎 香 早稲田大学人間科学学術院教授
- ・薄田 寛 千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課長
- ・小澤 温 筑波大学名誉教授
- ・佐藤 香 東京大学名誉教授
- ・田村 和宏 立命館大学産業社会学部現代社会学科教授
- ・野澤 和弘 一般社団法人スローコミュニケーション代表、
植草学園大学副学長（教授）、毎日新聞客員編集委員
- ・橋本 美枝 医療法人社団聖母会成田地域生活支援センター統括施設長
- ・松原 由美 早稲田大学人間科学学術院教授
- ・渡邊 隼 京都市子ども若者はぐみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課長

※ 主査が必要と認める時は、関係者から意見を聞くことができる。

【検討項目】

- （1）障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料を得るための各種調査
- （2）令和9年度障害福祉サービス等報酬改定等

【令和9年度報酬改定チーム検討スケジュール（イメージ）】

令和8年4月28日（火）	今後の検討の進め方について
6月～8月	関係団体ヒアリング（計6回程度開催）
8月末頃	関係団体ヒアリングの意見まとめ、主な論点案
9月～10月	各サービスの報酬等の在り方について検討
11月	サービス横断的な報酬等の在り方について検討
12月	報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ
令和9年2月	障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方(案)

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第55回 (R8.4.28)

資料 5

○ 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討については、以下のスケジュールで進めてはどうか。

令和8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月	4月以降
・ 令和9年度報酬改定の検討開始			・ 関係団体ヒアリング	・ 関係団体ヒアリングの意見まとめ、論点整理	・ 各サービスの報酬等の在り方について検討		・ サービス横断的な報酬等の在り方について検討	・ 報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ 令和9年度政府予算編成		・ 障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ	・ 関係告示の改正、通知等の発出	・ 改定後の障害福祉サービス等報酬の適用

※ 議論の状況については、適宜、障害者部会に報告する。

障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングの実施について(案)

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第55回 (R8.4.28)

資料6

○ 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングについて、以下の内容で実施してはどうか。

1. 対象団体

ヒアリングを行う団体は、次ページのとおりとする。

2. 実施予定日

6～7回程度:6月～8月

3. ヒアリング要領

(1) 1団体あたり質疑応答を含め15分程度(団体説明:8分、アドバイザー等質疑:7分)で意見等を述べることとする。

(1回当たり8団体程度を予定)

※ 対面による方式のほか、オンライン会議による方式及び書面提出による方式などにより実施することも可能とする。

(2) 意見等については、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関するものとし、以下の視点についても盛り込むこととする。

・視点1 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸びとなっている中で、**持続可能な制度としていくための課題及び対処方策**

・視点2 **人材の確保・育成・専門性向上及び業務の負担軽減・効率化に向けた課題及び対処方策**

・視点3 令和6年度報酬改定及び令和8年度報酬改定後における経営の状況、賃上げや物価等への対応状況

・視点4 各地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、**過不足のないサービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策**

・視点5 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法。**特に、多様な主体の参入に伴い、サービス・支援の内容・質にバラつきが見られることへの対処方策**

・視点6 **地域生活の支援や重度化・高齢化への対応、他制度との連携強化その他各分野における様々な課題への対応方策**

(3) 資料については、本体資料に加え、当該資料の概要を作成し、電子媒体にて事前に事務局へ提出する。

(4) 当日の出席者は最大2名(介助者等を除く)とする。

1. 趣旨

- 障害者の就労支援は、雇用施策と福祉施策との連携の下、その取組を進めてきたが、平成18年の障害者自立支援法の制定以降の我が国の一般就労の場の進展や、それに伴う福祉施策の利用者像の変化などに伴い、障害者就労に係る雇用、福祉の果たすべき役割についても変化してきており、雇用・福祉施策の双方で整理、対応していくべき課題が存在している。
- 就労系障害福祉サービスについては、令和8年2月に、公労使、障害者関係団体等の関係者から成る「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」によりとりまとめられた報告書においても言及されるように、雇用、福祉の役割分担など、両面から丁寧に検討していく必要がある。
- このため、本検討会は、**障害者の就労に係る雇用施策と福祉施策の在り方について、具体的な検討の方向性を議論することを目的として開催**するものである。

2. 主な検討事項

- (1) 雇用と福祉の役割分担の基本的考え方
- (2) 就労継続支援の在り方、それらに対する障害者雇用促進法の適用の在り方（雇用率制度・納付金制度等）
- (3) 就労選択支援・就労移行支援・就労定着支援の効果的な在り方、障害者就業・生活支援センターとの役割分担
- (4) 福祉と雇用の相互往来関係（うつ等からの復職、企業雇用における障害者である労働者の加齢に伴う課題等）
- (5) その他

3. 開催状況

第1回：令和8年6月1日

4. 構成員

大谷 喜博	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会副会長
岡本 敏美	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会副会長
叶 義文	全国社会就労センター協議会会長
神成 和江	全日本自治団体労働組合総合政治政策局社会福祉局長
清田 素弘	日本商工会議所産業政策第二部担当部長
倉知 延章	九州産業大学人間科学部名誉教授
◎駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
酒井 大介	全国就労移行支援事業所連絡協議会会長
新銀 輝子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会副理事長
眞保 智子	法政大学現代福祉学部教授
新保 美香	明治学院大学社会学部教授
菅村 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
田中 伸明	日本視覚障害者団体連合副会長
永松 悟	全国市長会（杵築市長）
中村 時広	全国知事会（愛媛県知事）
新田 秀司	一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長
藤尾 健二	NPO 法人全国就業支援ネットワーク 代表理事
○渡邊 絹子	筑波大学ビジネスサイエンス系教授

◎座長、○座長代理

（五十音順・敬称略） 21

4

1. 障害福祉サービスの動向
2. 就労系障害福祉サービスの現状
3. 報酬改定（R8、R9）等
- 4. 障害者就労支援施策の最近の動向**

指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン

概要

就労系障害福祉サービスの適切な事業運営の確保のため、指定就労継続支援事業所に関する自治体向けガイドラインを作成

- ① **新規指定時に**自治体が指定申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
- ② 自治体の指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、**運営状況を把握**するための負担軽減になるチェックツール等の開発・提供

現状と課題

障害者の就労能力の向上に寄与しない事業を就労継続支援サービスとして行っている事業者の参入があるといった指摘

- ▶▶▶ 先々の運営に関して疑問が残る場合でも、**指定申請書及び関係書類が揃っていれば指定申請自体を不受理にできない等の課題**
- ・ 就労系障害福祉サービスの運営に当たっては生産活動や民間企業の決算書類に関する知識などが必要とされるが、指定・指導事務の担当年数が3年未満の自治体職員が半数以上で、専任的な担当者が少ないため、**制度理解や書類審査に難しさを感じる職員が多いという課題**

ガイドライン



- ✓ 障害者支援や障害者福祉制度など、円滑な障害福祉サービスの提供に必要不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労支援会計など事業運営に必要不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労の知識と能力を高める支援内容になっているか
- ✓ 安定した収益が見込める生産活動の確保ができているか

① 新規指定時の確認

事前説明／事業計画書等審査（開所予定地がある市町村への事業計画の説明・ニーズ把握の状況及びサービス選択理由・利用者の募集方法・生産活動の具体的な内容及び収入見込み・生産活動シート・既存事業所の運営状況の確認）／専門家会議審査／指定申請審査／現地審査 等

② 運営状況の把握

通常の運営指導の
主眼事項・着眼点



生産活動・会計状況の実態把握

- ✓ 「生産活動シート」の活用 → 生産活動収支・取引先情報の確認
- ✓ 生産活動の実態
- ✓ 会計情報の確認
- ✓ 工賃・賃金支払い状況の確認

自治体の指定・指導業務
の適切な実施
就労継続支援の質の確保



【ガイドライン掲載HP】

【生産活動シート】

就労移行支援事業所や就労継続支援事業所における在宅支援について①

在宅支援については、一部ではあるが、不適切と思われる事業運営が散見されている状況があり、在宅での適切な支援を徹底するため、特に事業所に留意いただきたい観点を事務連絡で周知。事業所、指定権者、支給決定権者それぞれに、適切な対応を促していく。

<事務連絡発出の経緯等>

- 在宅支援については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「留意事項通知」という。）や「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.8」（令和7年3月31日付け事務連絡）問2（以下「Q&A」という。）などにより要件や考え方を示している。
- しかしながら、一部ではあるが、当該要件や考え方に照らして不適切と思われる事業運営が散見されている状況があり、「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」（令和7年11月28日障障発1128第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知別紙）において、「在宅支援と称して、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されているため、提供される生産活動の内容や緊急時対応の具体的な実施方法等、留意事項通知及びQ&Aに照らして、適切な内容となっているか確認すること」が重要である旨を示した。
- 今般、在宅での適切な支援を徹底するため、特に事業所に留意いただきたい観点（次ページ参照）を整理し、事務連絡で周知した。
- なお、在宅支援については、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定において見直しを行うことも検討中。

就労移行支援事業所や就労継続支援事業所における在宅支援について②

【特に事業所に留意いただきたい観点】

在宅支援については、留意事項通知において「アからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する」としているほか、Q&A等により考え方を示しているが、特に事業所に留意いただきたい観点は以下のとおり。

- 1 留意事項通知で「在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者」が対象となっているため、**事前の本人の同意やアセスメントを徹底**すること。希望があれば在宅での利用を認めるといったことは必ずしも適切ではなく、本人の同意に加え、**支援の効果が認められるかどうかについてあらかじめ市町村が判断することが必要**であるので、留意すること。
- 2 留意事項通知に基づき、運営規程への在宅で実施する訓練内容及び支援内容の明記等を徹底すること。
また、留意事項通知で訓練状況及び支援状況について、「本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、**音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい**」とされていることから、それを**推進**すること。
- 3 留意事項通知に「事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと」とされていることを踏まえ、**事業所における適切な評価等の徹底**を図ること。
- 4 Q&Aにおいて「直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められる」「オンラインによる支援が認められるのは、（中略）オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、オンラインによる支援の効果が認められると市町村が判断した場合など、留意事項通知で定める要件の全てに該当する場合に限られる」とされていることを踏まえ、**原則として対面での支援を行うことが求められることを前提とし、質の高い支援の実施を推進**すること。
- 5 Q&Aにおいて「緊急事態が発生した際には**当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備**しておく必要がある」などと記載されていることから、**緊急時の対応について遵守**すること。

(参考) 就労系サービスの在宅利用・在宅支援に係る関係通知①

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」 （平成 19 年 4 月 2 日障 障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

2 報酬請求に関する事項について

(3) 在宅において利用する場合の支援について

① 就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所において、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するに当たり、次のアからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する。

なお、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい。

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせて力の評価等も行われた場合、力による通所に置き換えて差し支えない。

(参考) 就労系サービスの在宅利用・在宅支援に係る関係通知②

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.8 (令和7年3月31日)

(オンラインによる支援について)

問2 「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「留意事項通知」という。)の記2の(3)について、他都道府県等の遠方に居住する利用者に対して、オンラインによる支援を行うことは可能か。

(答)

○ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所については、就労を希望する障害者や通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を実施することで、本人の希望や能力、適性等に応じて、一般就労に移行し、しっかりと定着できるよう支援することが重要である。

○ そのため、直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要がある、原則として対面での支援を行うことが求められる。一方、オンラインによる支援が認められるのは、例えば、重度障害者で通所が困難であることなどを理由に、オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、**オンラインによる支援の効果が認められると市町村が判断した場合**など、留意事項通知で定める要件の全てに該当する場合に限られる。

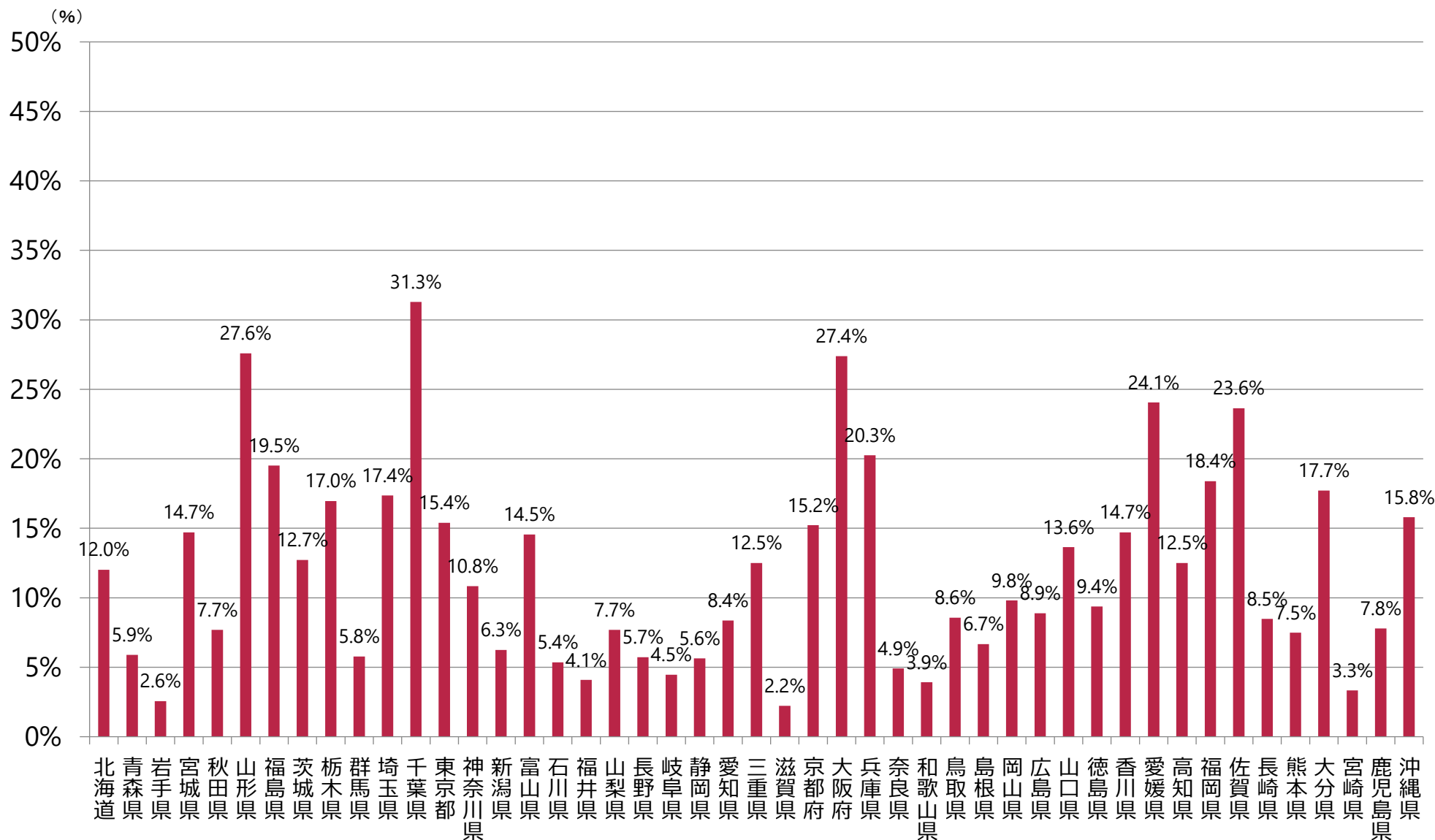
○ また、留意事項通知において記載している要件のうち「ウ 緊急時の対応ができること。」については、事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等及びオンラインでの支援を行う場合における緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、**緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある。**

○ 一概に他都道府県に在住していることをもって、オンラインによる支援を不可とはしないが、**緊急時対応が担保されないような地域の利用者へのオンラインによる支援は原則として認められない。**

○ 以上を踏まえ、指定権者におかれては、事業所からオンラインによる支援を実施する旨の届出があった際に、オンラインによる支援によって利用者の一般就労の知識や能力の向上に資するものか、留意事項通知で定める要件の全てを満たしているか、緊急時に行う対応について、利用者への支援に支障がないと認められるものかどうかを確認し、**オンラインでも適切な支援が提供可能かを判断されたい。**また、支給決定を行う自治体におかれても、オンラインによる支援を希望する利用者がある場合には、支援を提供する事業所の情報など、指定権者に対し、事業所の状況を聴取するなど自治体間で適宜連携を図られたい。

(参考)

就労継続支援A型 都道府県別・在宅支援実施事業所の割合



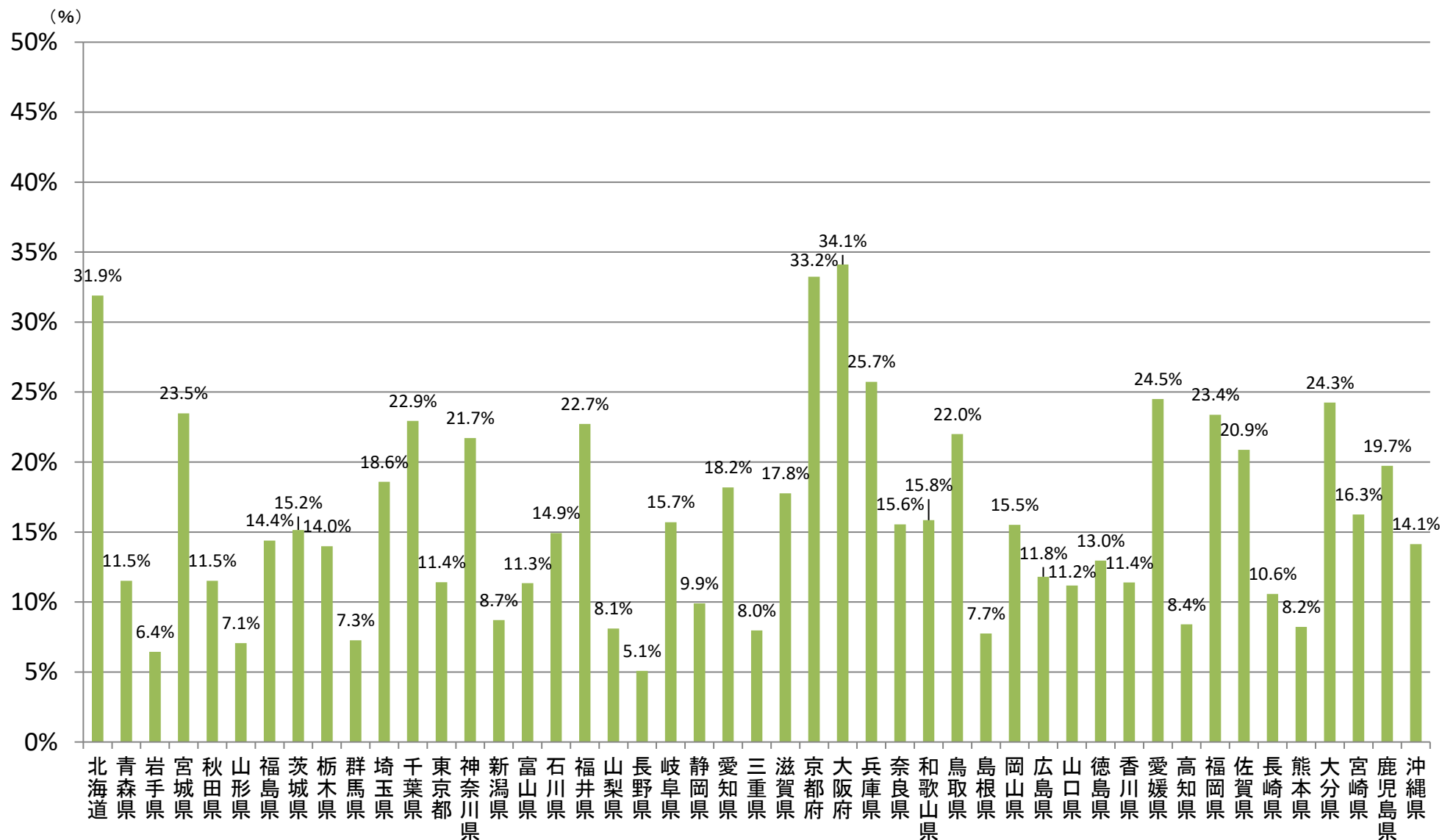
【出典】令和6年度工賃(賃金)実績報告のデータを活用して障害福祉課で集計(令和7年3月時点)

各都道府県の全事業所数に占める下記①及び②を満たす事業所数の割合

①運営規定に在宅で実施する訓練及び支援内容が明記されている、②常時(利用日数のうち概ね6割程度以上)在宅で実施する訓練及び支援を受けている実利用者がある

(参考)

就労継続支援B型 都道府県別・在宅支援実施事業所の割合



【出典】令和6年度工賃(賃金)実績報告のデータを活用して障害福祉課で集計(令和7年3月時点)

各都道府県の全事業所数に占める下記①及び②を満たす事業所数の割合

①運営規定に在宅で実施する訓練及び支援内容が明記されている、②常時(利用日数のうち概ね6割程度以上)在宅で実施する訓練及び支援を受けている実利用者がいる

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

就労選択支援の創設

概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

法の条文

第五条 （略）

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない。
- 一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

就労選択支援の目的

目 的

働く力と希望のある障害者に対して、**障害者本人が自分の働き方について考えることをサポート（考える機会の提供含む）する**とともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、**就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供**する。

【具体的な内容】

- 作業場面等を活用し、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、**本人と協同して整理**し、利用者**本人の自己理解を促す**ことを支援する。
- 自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて**本人と協同して考える**。
- ※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は**就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか**の振り分けを行うものではない。
- 本人の選択肢を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う。
- アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。
- 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市町村、ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行う。

【期待される効果】

- アセスメントに関する専門的な研修を修了した人材を配置することにより、**質の高いアセスメントに基づいた就労支援を受けることが可能**となる。
- 本人の就労能力や適性、ニーズ、強み、職業上の課題、本人が力を発揮しやすい環境要因、就労に当たっての支援や配慮事項等を**本人と協同して整理**することで、**本人の自己理解を促進することが可能**となる。
- 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、**就労継続支援 A 型・B 型利用中も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能**となる。

就労選択支援

○ 対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
 - ※ 令和7年10月から、就労継続支援B型は、従来の就労アセスメントに代わり、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者が対象となる。
 - ※ 令和9年4月以降は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても、就労選択支援により就労面に係る課題等の把握が行われている者を対象とする予定。

○ サービス内容

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する
- 具体的には、以下のプロセスを実施する。
 - 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
 - アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
 - アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
 - 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。
- 支給決定期間は原則1ヶ月とする。

○ 主な人員配置

- 就労選択支援員 15:1以上
- ※ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
- ※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
- ※ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めない。

○ 報酬単価

基本報酬

就労選択支援サービス費 1,210単位/日



主な加算

主な減算

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位
⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
※ H30～資格保有者に公認心理師を追加
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等
⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

特定事業所集中減算 200単位/日 (※所定単位数から減算)

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

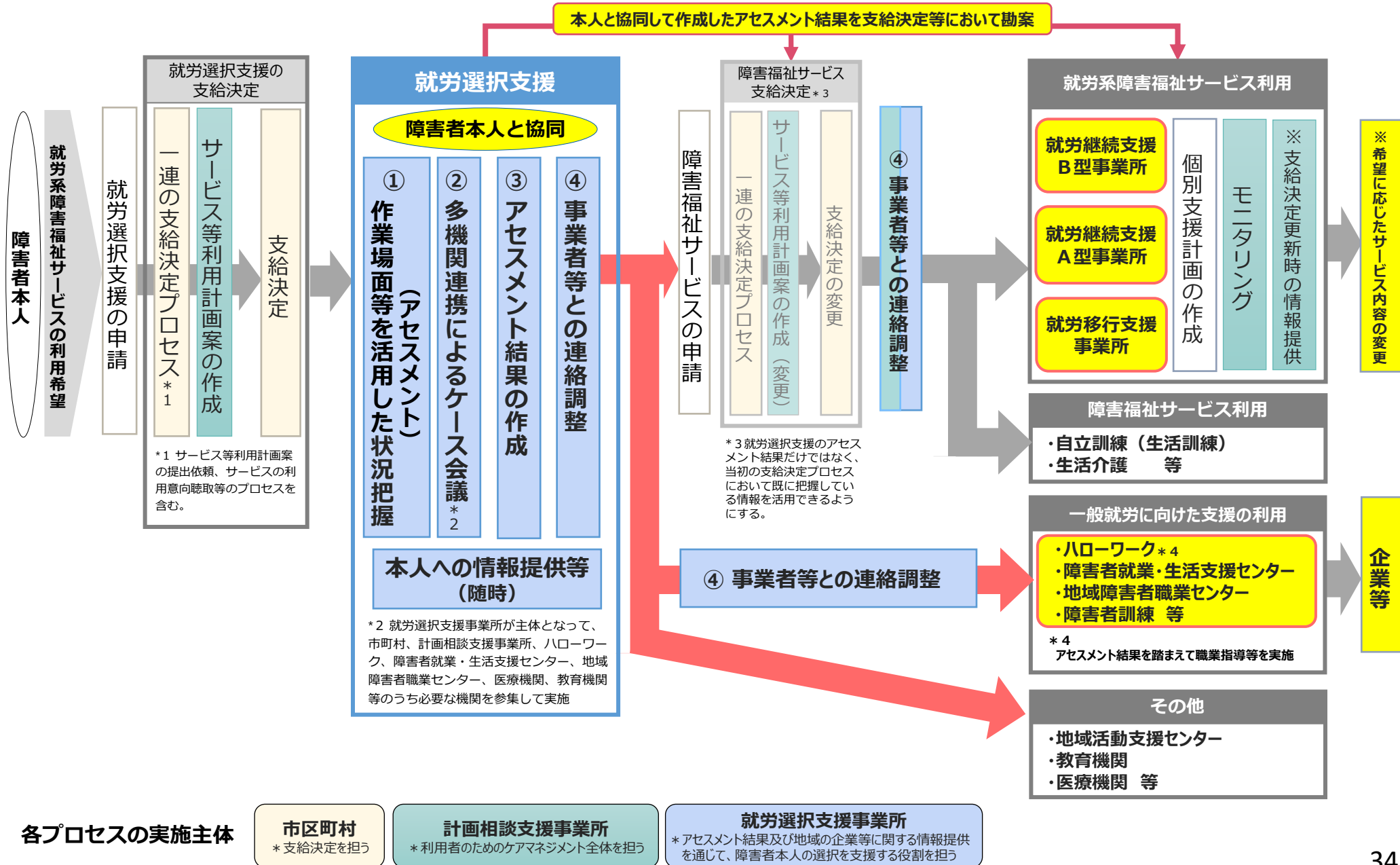
○ 事業所数

297 (国保連令和 7年 12月実績)

○ 利用者数

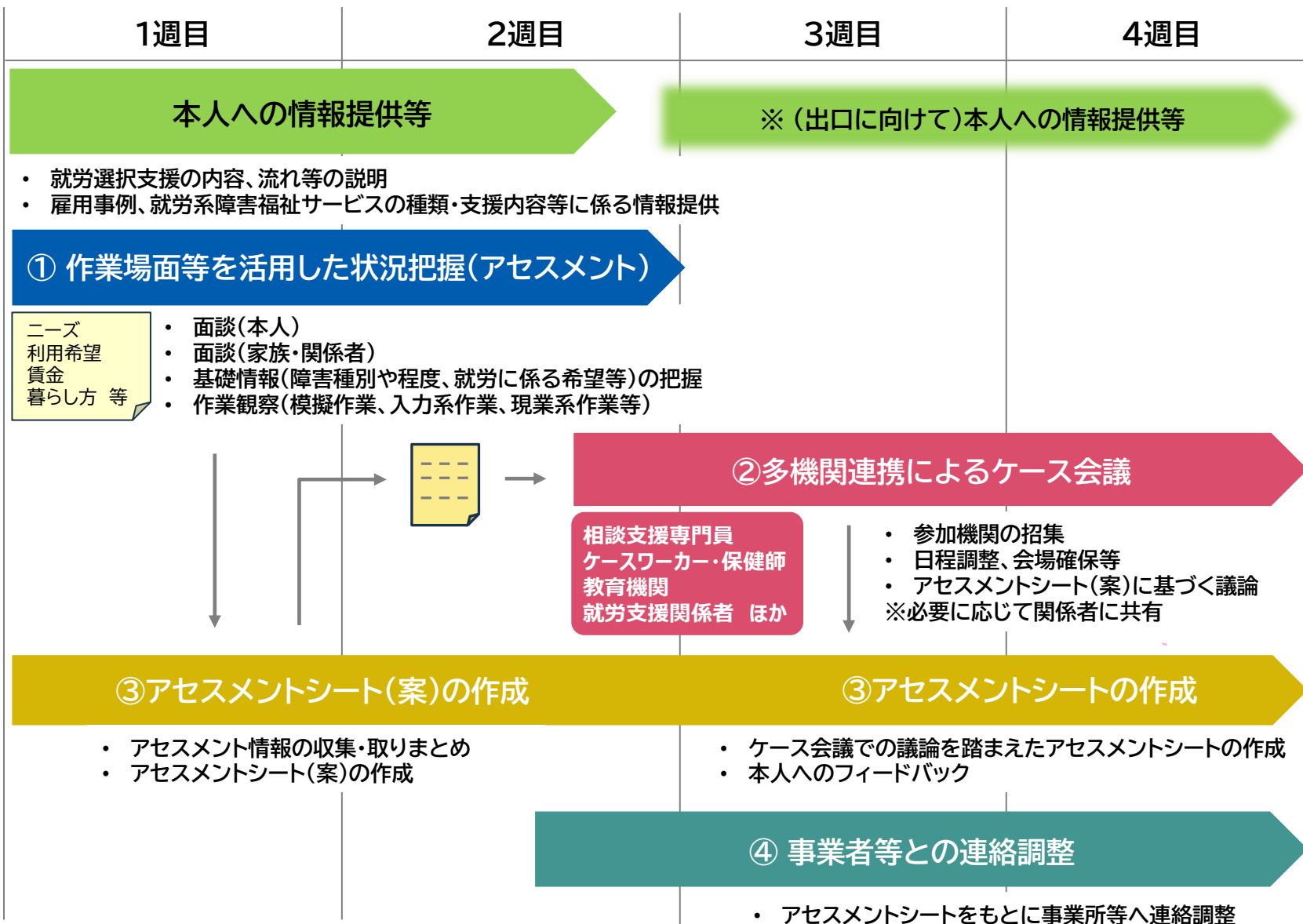
614 (国保連令和 7年 12月実績)

就労選択支援の基本プロセスについて



就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）

～ 本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する ～



アセスメントシートの活用

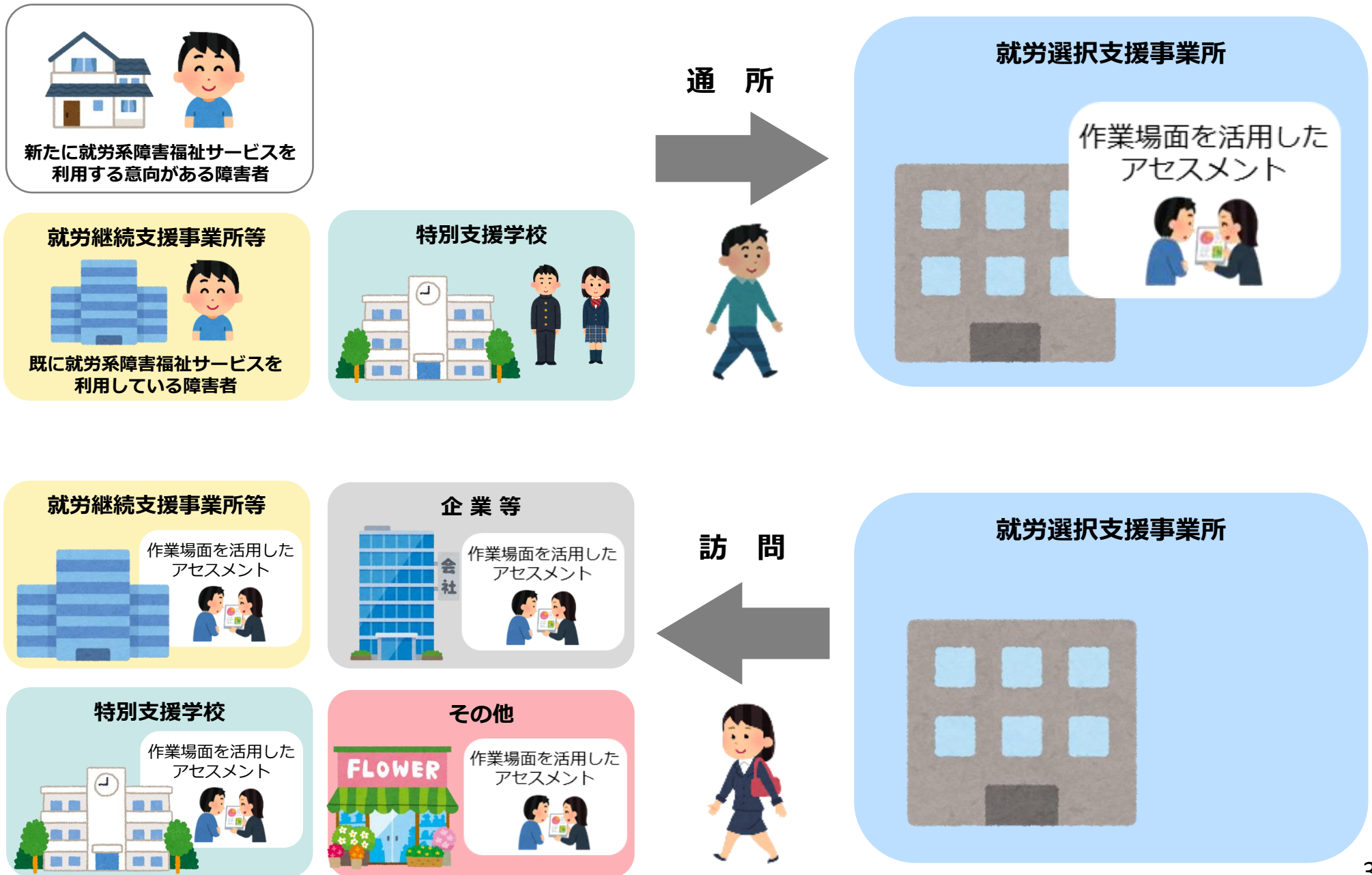
障害福祉サービス利用

★個別支援計画
★サービス等利用計画

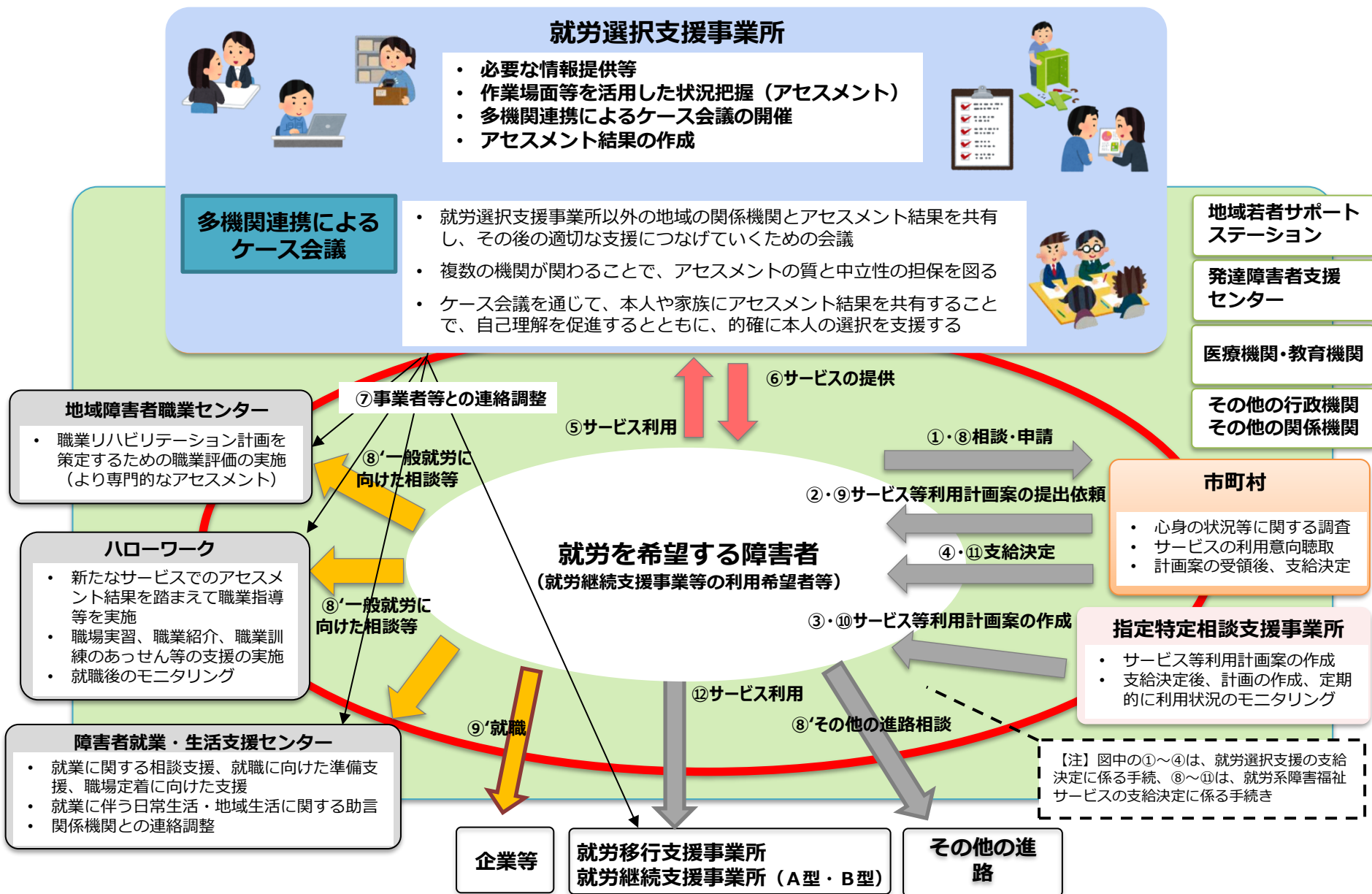
一般就労に向けた支援

職業指導等を実施
アセスメント結果を踏まえて

就労選択支援サービス（利用方法イメージ）



就労選択支援における各機関の役割



(参考) 就労選択支援の法令事項

法の条文

第五条 (略)

※ 第13項を新設

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして①主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の②主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の③主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

公布済みのもの

<障害者総合支援法施行規則> ※令和6年1月25日公布

①主務省令で定める者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

②主務省令で定める事項

- 障害の種類及び程度/就労に関する意向/就労に関する経験/就労するために必要な配慮及び支援/就労するための適切な作業の環境/その他適切な選択のために必要な事項

③主務省令で定める便宜

- 障害福祉サービス事業を行う者その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整 等

④その他

- 支給決定の有効期間：1か月又は2か月のうち市町村が定める期間 等

<報酬告示> ※令和6年3月15日公布

就労選択支援サービス費：1,210単位/日、特定事業所集中減算：200単位/日等

<整備政令> ※令和7年3月26日公布

政令について、就労選択支援の創設に伴う所要の規定を整備

<整備省令・整備告示> ※令和7年3月31日公布

厚生労働省関係省令・厚生労働省関係告示について、就労選択支援の創設に伴う所要の規定を整備

<基準省令> ※令和6年1月25日公布

○人員基準

- 就労選択支援員は、常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上
- 就労選択支援員は指定就労選択支援の提供に当たる者として「厚生労働大臣が定めるもの」とする

○運営基準

- 実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等とする
- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする 等

<要件告示> ※令和7年3月31日公布

①指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

- 就労選択支援員養成研修を修了したもの
(令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。)

②就労選択支援員養成研修の受講要件

- 以下のいずれかを満たすことを要件とする。
- 基礎的研修を修了していること
- 障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あること
(令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者も受講可能。)

③就労選択支援員養成研修の内容

- 就労選択支援の目的と役割に関する講義
- 就労アセスメントの目的と手法に関する講義

(参考)

就労選択支援に係るモデル事業（令和6年度実施）

令和6年度厚生労働省委託事業において、以下の3つの柱を中心に、令和7年10月の就労選択支援の円滑な施行に向けたモデル事業を実施。

1. モデル事業の実施

6つのモデル地域で、就労選択支援の試行的な取組を実施

■実施期間

令和6年7月～令和7年3月末
（各ケースについて、原則としてアセスメント期間を含め概ね1か月間以内で実施）

■モデル地域

都道府県単位で選定
（一つのモデル地域につき10ケース以上実施）



2. 就労選択支援 実施マニュアルの作成

事業所や自治体等が就労選択支援に係る業務を行う際に活用する実施マニュアルを作成

■実施スケジュール

検討委員会（計4回）	令和6年7月～12月
マニュアル完成	令和7年3月末
マニュアル公表	令和7年4月以降

■実施マニュアルの内容（案）

1. 就労選択支援について
 - i. 背景
 - ii. 事業概要
 - iii. 対象者
 - iv. 事業の目的
 - v. 事業の基本プロセス
 - vi. 就労選択支援における各機関の役割
2. 就労選択支援サービス開始前の調整
 - i. サービス開始までの流れ
 - ii. 利用検討にあたり実施すべき事項
 - iii. 計画相談支援事業との連携
3. 就労選択支援の実施
 - i. 本人への情報提供
 - ii. 作業場面等を活用した情報把握（アセスメント）
 - iii. 多機関連携によるケース会議
 - iv. アセスメントシートの作成
 - v. 事業者等との連絡調整
4. 先行事例に学ぶ就労選択支援
5. 参考資料集



3. 就労選択支援員養成研修 シラバス・研修教材の作成

研修シラバス・講義資料等の開発及び実施方法の整理

■実施スケジュール

検討委員会（計4回）	令和6年7月～令和7年3月
試行研修の実施	令和7年1月～2月
シラバス等完成	令和7年3月末
シラバス等公表	令和7年4月以降

■研修の内容

- ① 形式：講義（動画視聴）+演習【計2日間】
- ② 内容

内容	1日目 (オンデマンド視聴)	2日目 (演習)
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	—
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	—
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分
5. 関係機関との連携	60分	—
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分
計	6時間	5時間

就労選択支援に係るモデル事業（令和 7 年度実施）

令和 7 年度厚生労働省委託事業において、令和 7 年10月から就労選択支援事業が円滑に開始されるよう、以下の 2 つの柱を中心にモデル事業を実施。

1. 就労選択支援員養成研修の実施

就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件となっており、令和 7 年10月から事業が円滑に開始されるよう、また、全国均一の質を確保できるよう、国が主体となって研修を実施。

■実施スケジュール

研修実施回	申込開始日	申込終了日	動画(オンデマンド)視聴期間	対面演習実施日	会場(東京開催)
第 1 回	令和7年 5月 26日(月)	令和7年 6月 4日(水)	令和7年 6月 9日(月)～令和7年 6月 30日(月)	令和7年 7月 4日(金)	戸山サンライズ
第 2 回	令和7年 5月 26日(月)	令和7年 6月 4日(水)	令和7年 6月 9日(月)～令和7年 6月 30日(月)	令和7年 7月 5日(土)	戸山サンライズ
第 3 回	令和7年 6月 19日(木)	令和7年 7月 5日(土)	令和7年 7月 9日(水)～令和7年 7月 30日(水)	令和7年 8月 3日(日)	戸山サンライズ
第 4 回	令和7年 6月 19日(木)	令和7年 7月 5日(土)	令和7年 7月 9日(水)～令和7年 7月 30日(水)	令和7年 8月 4日(月)	戸山サンライズ
第 5 回	令和7年 9月 8日(月)	令和7年 9月 24日(水)	令和7年 10月 3日(金)～令和7年 10月 24日(金)	令和7年 10月 30日(木)	戸山サンライズ
第 6 回	令和7年 9月 8日(月)	令和7年 9月 24日(水)	令和7年 10月 3日(金)～令和7年 10月 24日(金)	令和7年 10月 31日(金)	戸山サンライズ
第 7 回	令和7年 10月 20日(月)	令和7年 11月 6日(木)	令和7年 11月 17日(月)～令和7年 12月 8日(月)	令和7年 12月 12日(金)	専売ビル
第 8 回	令和7年 10月 20日(月)	令和7年 11月 6日(木)	令和7年 11月 17日(月)～令和7年 12月 8日(月)	令和7年 12月 13日(土)	専売ビル
第 9 回	令和7年 12月 23日(火)	令和8年 1月 15日(木)	令和8年 1月 26日(月)～令和8年 2月 16日(月)	令和8年 2月 20日(金)	戸山サンライズ
第 10 回	令和7年 12月 23日(火)	令和8年 1月 15日(木)	令和8年 1月 26日(月)～令和8年 2月 16日(月)	令和8年 2月 21日(土)	戸山サンライズ

■研修内容

内容	オンデマンド講義	対面演習	時間	対面演習(カリキュラム)
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	—	9:10～9:30	受付開始
			9:30～9:40	オリエンテーション
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	—	9:40～10:40	ニーズアセスメントの手法
			10:40～10:50	休憩
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分	10:50～11:50	アセスメントシートの具体的活用(前半)
			11:50～12:50	昼休憩
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分	12:50～13:50	アセスメントシートの具体的活用(後半)
			13:50～14:00	休憩
5. 関係機関との連携	60分	—	14:00～15:00	アセスメント情報の整理と活用(前半)
			15:00～15:10	休憩
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分	15:10～16:10	アセスメント情報の整理と活用(後半)
			16:10～16:15	インフォメーション・研修終了
計	6 時間	5 時間		

2. モデル的な取組の実施

9つのモデル地域で、順次、就労選択支援の対象となる①就労継続支援 A 型の新規利用者、②就労移行支援における標準利用期間延長者を中心に、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成。

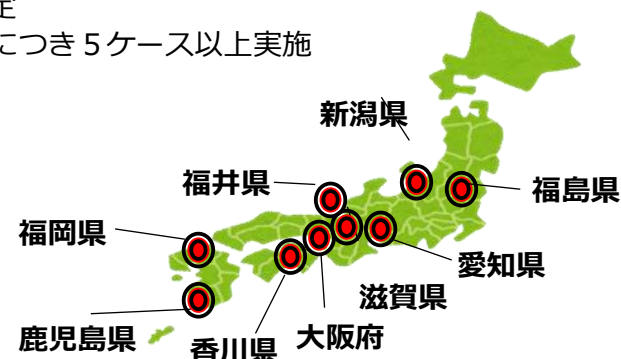
■実施内容

- ① 新たに就労継続支援 A 型を利用する意向がある者に対する実施事例
- ② 就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者に対する実施事例
- ③ 就労選択支援と計画相談支援との連携事例
- ④ 在宅支援及び在宅就労の意向がある者並びに重度障害者に対する実施事例
- ⑤ 令和 7 年10 月以降、実際に就労選択支援を実施した事例

■モデル地域

都道府県単位で選定

一つのモデル地域につき 5 ケース以上実施



就労選択支援に係るモデル事業（令和 7 年度実施）

令和 7 年度厚生労働省委託事業において、令和 7 年10月から就労選択支援事業が円滑に開始されるよう、以下の 2 つの柱を中心にモデル事業を実施。

1. 就労選択支援に係るマニュアル等の開発・調査業務

9つのモデル地域で、順次、就労選択支援の対象となる①就労継続支援 A 型の新規利用者、②就労移行支援における標準利用期間延長者を中心に、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成。

■ 実施内容

- ① 新たに就労継続支援 A 型を利用する意向がある者に対する実施事例
- ② 就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者に対する実施事例
- ③ 就労選択支援と計画相談支援との連携事例
- ④ 在宅支援及び在宅就労の意向がある者並びに重度障害者に対する実施事例
- ⑤ 令和 7 年10 月以降、実際に就労選択支援を実施した事例

■ モデル地域

都道府県単位で選定

一つのモデル地域につき 5 ケース以上実施



(参考) 就労選択支援事例集 目次

第1章 全国における就労選択支援の取組

取組内容	掲載ページ
(1) 事業指定に地域評価（地域づくり）の視点を取り入れた取組（滋賀県）	5-8
(2) 事業指定に有識者会議（専門的な知見）を取り入れた取組（大阪府 大阪市）	9-10
(3) 就労選択支援における共通フォーマット（手引き、アセスメントシート）の作成（福島県）	11-12
(4) 圏域協働による就労選択支援の体制づくり（愛知県・知多圏域）	13-14
(5) 県全域での「就労選択支援体制づくり検討チーム」の立ち上げと取組（福井県全域 および 丹南圏域）	15-18
(6) 県内特別支援学校のネットワークを活用した就労選択支援を進路指導に有効活用するための機運醸成の取組（新潟県）	19-20
(7) 特別支援学校生徒への就労選択支援の運用モデル（香川県）	21-22
(8) 就労移行支援の3年目利用に伴う支給決定プロセス構築に向けた取組（大阪府 八尾市）	23-24
(9) 就労選択支援における計画相談支援の役割と連携の視点（滋賀県）	25-28
(10) 在宅就労を見据えた就労選択支援の取組（香川県）	29-34
(11) 社会資源が少ないエリアでの就労選択支援の取組（鹿児島県・奄美圏域）	35-36

第2章 個別ケースからみる就労選択支援の取組

① 新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者に対する実施事例

事例タイトル	事例の特徴	掲載ページ
就労継続支援A型の利用を検討している利用者が一般就労に希望を変更した事例	就労選択支援により明確となった一般就労の希望と可能性	39-40
利用者のニーズを可視化して意思決定支援を行った事例	情報収集やアセスメント手法の工夫	41-42
就労継続支援A型利用を検討している利用者に対するハローワークとの連携事例	多機関連携で多くの選択肢とステップアップの道のりを提案	43-46
障害者就業・生活支援センターの強みを活かした支援事例	客観的評価に基づく妥当性検討と意思決定支援	47-48
診断されていない障害特性が疑われる利用者の自己理解が深められた事例	作業評価を通じ強みと障害特性を整理し訓練の必要性を共有	49-50
離転職を繰り返す利用者に対して就労継続要因を再整理した事例	複数場面でのアセスメント実施による本人の気づきと選択	51-52

② 就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者に対する実施事例

事例タイトル	事例の特徴	掲載ページ
就労選択支援のアセスメントを通じて就職可能性を再評価した事例	企業実習と事業所評価により強みを具体化	53-54
就労選択支援の適切な利用開始のタイミングを検討した事例	本人の体調や環境変化を考慮した評価の必要性	55-56
多機関連携によるケース会議で就労支援の可能性を模索した事例	さまざまな関係機関の助言により支援手立てが広がった取組	57-58

③ 就労選択支援と計画相談支援の連携事例

事例タイトル	事例の特徴	掲載ページ
セルフプランのケースに対する相談支援事業との連携事例	中立性の確保と意思決定支援における相談支援事業が担う役割	59-60
社会資源に限りがある中での就労継続支援B型利用者に対する実施事例	相談支援事業所との連携、施設外就労の場を活用した評価	61-62
再就職を希望する利用者のニーズを再整理した事例	基幹相談支援センターの参画による連携促進と地域における共通理解の形成	63-64
自立支援協議会と就労選択支援の連携により取り組んだ事例	地域で官民協働による仕組みづくりから運用までの実践	65-66
特別支援学校生徒の進路について相談支援との連携により整理した事例	作業評価の可視化と多機関連携により納得感のある進路選択を支援	67-68
児童相談所や放課後等デイサービスとの連携事例	本人の夢や希望、これからのサポート内容が見えてきた就労選択支援	69-70

④ 在宅支援および在宅就業の意向がある者並びに重度障害者に対する実施事例

事例タイトル	事例の特徴	掲載ページ
在宅支援（B型）を希望する利用者に対して多角的な視点から評価した事例	複数の場面やワークシートを活用し本人の可能性を検討	71-73
医療的ケアを要する利用者に対して段階的にアセスメントを実施した取組	在宅と通所を組み合わせた実施により本人に合った働き方を再整理	74-75
在宅での働き方を希望する難病と知的障害のある利用者に対する取組事例	それぞれの疾患や障害の特性に配慮したうえでのアセスメント実施	76-78
医療的ケアを要する特別支援学校生に対して進路の選択肢を検討した取組	特別支援学校と連携したアセスメント、在宅も含めた働き方の検討	79-80

⑤ 令和7年10月以降、実際に就労選択支援を実施した事例

事例タイトル	事例の特徴	掲載ページ
単位制高校の在校生の進路検討に就労選択支援を活用した事例	教育分野と連携し、多様な進路選択の可能性を模索した取組	81-82
在宅就業を目指す脳血管疾患による身体障害者への就労選択支援の取組事例	身体面の課題も考慮したアセスメントや働き方の検討	83-85
重複障害の利用者に対して就労の可能性を再評価した事例	自立訓練と役割分担し作業適性を再整理	86-87

就労選択支援に係るモデル事業（令和 7 年度実施）

令和 7 年度厚生労働省委託事業において、令和 7 年10月から就労選択支援事業が円滑に開始されるよう、モデル事業を実施。

2. 令和 7 年度就労選択支援員養成研修・広報業務

就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件となっているところ、令和 7 年10月から事業が円滑に開始されるよう、また、全国均一の質を確保できるよう、国が主体となって研修を実施。

■ 実施スケジュール

研修実施回	申込開始日	申込終了日	動画(オンデマンド)視聴期間	対面演習実施日	会場(東京開催)
第1回	令和7年5月26日(月)	令和7年6月4日(水)	令和7年6月9日(月)～令和7年6月30日(月)	令和7年7月4日(金)	戸山サンライズ
第2回	令和7年5月26日(月)	令和7年6月4日(水)	令和7年6月9日(月)～令和7年6月30日(月)	令和7年7月5日(土)	戸山サンライズ
第3回	令和7年6月19日(木)	令和7年7月5日(土)	令和7年7月9日(水)～令和7年7月30日(水)	令和7年8月3日(日)	戸山サンライズ
第4回	令和7年6月19日(木)	令和7年7月5日(土)	令和7年7月9日(水)～令和7年7月30日(水)	令和7年8月4日(月)	戸山サンライズ
第5回	令和7年9月8日(月)	令和7年9月24日(水)	令和7年10月3日(金)～令和7年10月24日(金)	令和7年10月30日(木)	戸山サンライズ
第6回	令和7年9月8日(月)	令和7年9月24日(水)	令和7年10月3日(金)～令和7年10月24日(金)	令和7年10月31日(金)	戸山サンライズ
第7回	令和7年10月20日(月)	令和7年11月6日(木)	令和7年11月17日(月)～令和7年12月8日(月)	令和7年12月12日(金)	専売ビル
第8回	令和7年10月20日(月)	令和7年11月6日(木)	令和7年11月17日(月)～令和7年12月8日(月)	令和7年12月13日(土)	専売ビル
第9回	令和7年12月23日(火)	令和8年1月15日(木)	令和8年1月26日(月)～令和8年2月16日(月)	令和8年2月20日(金)	戸山サンライズ
第10回	令和7年12月23日(火)	令和8年1月15日(木)	令和8年1月26日(月)～令和8年2月16日(月)	令和8年2月21日(土)	戸山サンライズ

■ 研修内容

内容	オンデマンド講義	対面演習	時間	対面演習(カリキュラム)
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	—	9:10~9:30	受付開始
			9:30~9:40	オリエンテーション
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	—	9:40~10:40	ニーズアセスメントの手法
			10:40~10:50	休憩
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分	10:50~11:50	アセスメントシートの具体的活用(前半)
			11:50~12:50	昼休憩
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分	12:50~13:50	アセスメントシートの具体的活用(後半)
			13:50~14:00	休憩
5. 関係機関との連携	60分	—	14:00~15:00	アセスメント情報の整理と活用(前半)
			15:00~15:10	休憩
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分	15:10~16:10	アセスメント情報の整理と活用(後半)
			16:10~16:15	インフォメーション・研修終了
計	6時間	5時間		

(参考)

就労選択支援に係る委託事業（令和8年度実施）

就労選択支援を実効性あるサービスとするためには、就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択し、障害特性を踏まえたサービスの提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげられる必要があるため、就労選択支援に従事する就労選択支援員が必要な専門的知見を得られるよう、就労選択支援員養成研修を国が主体となって実施。

令和8年度就労選択支援員養成研修・広報業務

■実施スケジュール

研修スケジュール(東京会場)

※各回の定員:100人(予定)
※会場詳細は受講確定後ご案内します

研修 実施回	対面演習実施日	会場	申込開始日 ※各日10:00~	申込終了日 ※各日~17:00迄	動画(オンデマンド)視聴期間 ※開始10:00~、終了~17:00迄
第1回	令和8年7月2日(木)	全水道会館	令和8年5月18日(月)	令和8年6月1日(月)	令和8年6月8日(月)~令和8年6月26日(金)
第2回	令和8年7月3日(金)	全水道会館			
第3回	令和8年8月28日(金)	全水道会館	令和8年7月6日(月)	令和8年7月20日(月)	令和8年7月27日(月)~令和8年8月21日(金)
第4回	令和8年8月29日(土)	全水道会館			
第5回	令和8年10月9日(金)	戸山サンライズ	令和8年8月17日(月)	令和8年8月31日(月)	令和8年9月9日(水)~令和8年10月2日(金)
第6回	令和8年10月10日(土)	戸山サンライズ			
第7回	令和8年12月21日(月)	戸山サンライズ	令和8年11月2日(月)	令和8年11月16日(月)	令和8年11月24日(火)~令和8年12月14日(月)
第8回	令和8年12月22日(火)	戸山サンライズ			
第9回	令和9年2月15日(月)	戸山サンライズ	令和8年12月24日(木)	令和9年1月12日(火)	令和9年1月18日(月)~令和9年2月5日(金)
第10回	令和9年2月16日(火)	戸山サンライズ			

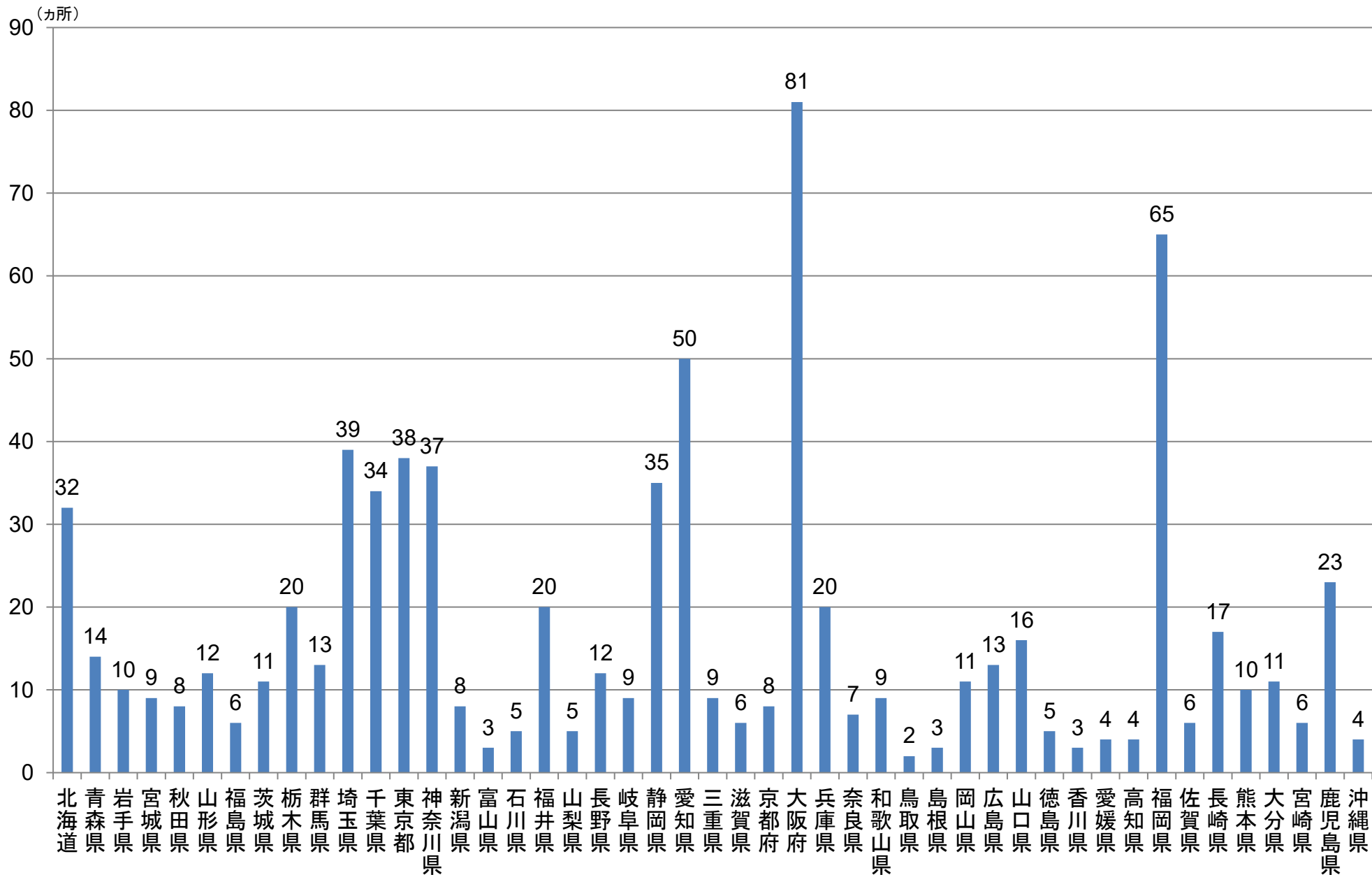
研修スケジュール(大阪会場)

※各回の定員:100人(予定)
※会場詳細は受講確定後ご案内します

研修 実施回	対面演習実施日	会場	申込開始日 ※各日10:00~	申込終了日 ※各日~17:00迄	動画(オンデマンド)視聴期間 ※開始10:00~、終了~17:00迄
第1回	令和8年7月24日(金)	KITENA新大阪	令和8年6月8日(月)	令和8年6月22日(月)	令和8年6月29日(月)~令和8年7月17日(金)
第2回	令和8年7月25日(土)	KITENA新大阪			
第3回	令和8年9月3日(木)	KITENA新大阪	令和8年7月13日(月)	令和8年7月27日(月)	令和8年8月5日(水)~令和8年8月28日(金)
第4回	令和8年9月4日(金)	KITENA新大阪			
第5回	令和8年10月30日(金)	KITENA新大阪	令和8年9月9日(水)	令和8年9月25日(金)	令和8年10月2日(金)~令和8年10月23日(金)
第6回	令和8年10月31日(土)	KITENA新大阪			
第7回	令和8年12月25日(金)	KITENA新大阪	令和8年11月6日(金)	令和8年11月20日(金)	令和8年11月30日(月)~令和8年12月18日(金)
第8回	令和8年12月26日(土)	KITENA新大阪			
第9回	令和9年2月26日(金)	KITENA新大阪	令和9年1月6日(水)	令和9年1月20日(水)	令和9年1月28日(木)~令和9年2月18日(木)
第10回	令和9年2月27日(土)	KITENA新大阪			

(参考)

都道府県別就労選択支援事業所数（令和8年3月末現在）



(参考) 指定権者別就労選択支援事業所数（令和8年3月末現在）

(カ所)

都道府県		都道府県		指定都市		中核市		中核市	
指定権者	事業所数	指定権者	事業所数	指定権者	事業所数	指定権者	事業所数	指定権者	事業所数
北海道	16	滋賀県	2	札幌市	13	函館市	2	豊田市	3
青森県	6	京都府	3	仙台市	6	旭川市	1	大津市	4
岩手県	3	大阪府	25	さいたま市	7	青森市	5	豊中市	4
宮城県	3	兵庫県	11	千葉市	6	八戸市	3	吹田市	0
秋田県	8	奈良県	5	横浜市	17	盛岡市	7	高槻市	5
山形県	9	和歌山県	7	川崎市	9	秋田市	0	枚方市	5
福島県	0	鳥取県	2	相模原市	4	山形市	3	八尾市	2
茨城県	10	島根県	2	新潟市	1	福島市	4	寝屋川市	2
栃木県	14	岡山県	0	静岡市	6	郡山市	0	東大阪市	4
群馬県	6	広島県	5	浜松市	10	いわき市	2	姫路市	0
埼玉県	20	山口県	14	名古屋市	17	水戸市	1	尼崎市	2
千葉県	24	徳島県	5	京都市	5	宇都宮市	6	明石市	1
東京都	37	香川県	1	大阪市	32	前橋市	0	西宮市	4
神奈川県	6	愛媛県	2	堺市	2	高崎市	7	奈良市	2
新潟県	7	高知県	1	神戸市	2	川越市	6	和歌山市	2
富山県	1	福岡県	18	岡山市	6	川口市	5	鳥取市	0
石川県	1	佐賀県	6	広島市	6	越谷市	1	松江市	1
福井県	10	長崎県	10	北九州市	16	船橋市	2	倉敷市	5
山梨県	3	熊本県	6	福岡市	22	柏市	2	呉市	0
長野県	5	大分県	7	熊本市	4	八王子市	1	福山市	2
岐阜県	5	宮崎県	3			横須賀市	1	下関市	2
静岡県	19	鹿児島県	10			富山市	2	高松市	2
愛知県	26	沖縄県	4			金沢市	4	松山市	2
三重県	9					福井市	10	高知市	3
						甲府市	2	久留米市	9
						長野市	5	長崎市	5
						松本市	2	佐世保市	2
						岐阜市	4	大分市	4
						豊橋市	1	宮崎市	3
						岡崎市	2	鹿児島市	13
						一宮市	1	那覇市	0

合計	773
都道府県合計	397
指定都市合計	191
中核市合計	185